

税務トピックス

話題の定額減税とは？

政府・与党が8月29日にとりまとめた総合経済対策において、2008年度内に所得税、住民税の「定額減税」が実施することが明記され、話題になっています。

定額減税とは、文字通り税額から定額を控除する制度です。1998年に橋本内閣が2回にわたって実施し、その際は納税者は一人当たり最高5万5千円（所得税3万8千円、住民税1万7千円）、扶養者は一人当たりその半額が税額控除されました。

一方、小渕内閣が1999年に導入し、2007年に全廃された「定率減税」は、所得税の20%（限度額25万円）、住民税15%（同4万円）を税額から控除されるものでした。

定率減税が比較的に高所得に有利なのに対し、皆が同じ額を控除できる定額減税は中・低所得者に恩恵があることから、今回は「生活者の不安解消」策として採用されたようです。

具体的な控除額、控除方法、対象者、時期などについては、年末に向けた税制改正論議の中で議論され、1月からの通常国会に提出される見込みのため、現在は未定です。

（文責・原）

一定のハイブリッドカーがエネ革税制から適用対象外

原油価格が高騰している影響もあり、通常のカソリン自動車ではなく、ハイブリッドカーを購入するケースが増えてきていると思います。

このハイブリッドカーは、エネ革税制の対象設備のひとつで、法人等が購入した場合、特別償却又は税額控除の適用をうけることが出来ます。

エネ革税制とは、青色申告法人等が、平成4年4月1日から平成22年3月31日までに新規取得し事業の用に供した場合、その事業年度において基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を受けることができる制度です。

対象設備である「エネルギー回生型ハイブリッド自動車」が、平成20年4月1日以降の取得分から、乗車定員が10人以下のものが除かれることになりました。

平成20年4月1日以降の取得分については、適用対象外となりますのでご注意ください。

（文責・成清）